

# 特定非営利活動法人京都こどものいばしょプロジェクト 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人京都こどものいばしょプロジェクトと称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市内に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、地域の子ども及びその保護者に対して、こども食堂、こども宅食、フードパントリー等を実施することで、食事や居場所を提供し地域交流の促進ならびに子どもの健全育成に寄与すること、また、体験活動、ワークショップ、フィールドワーク、学習支援等を通じ、多様な学びと交流の機会を提供し、地域全体で子どもを支え合う環境づくりを推進することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

#### **(事業の種類)**

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) こども食堂、こども宅食、フードパントリーの運営事業
- (2) 子ども及び保護者への居場所支援事業
- (3) 子ども向け自然文化芸術等の体験活動、ワークショップ、講座及びフィールドワークの企画運営事業
- (4) 食品及び生活物資の提供・支援事業
- (5) 地域交流イベントの企画及び運営事業
- (6) 学習支援事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### **第3章 会員**

## (種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の企画・運営・活動する個人及び団体及び企業

(2) 登録会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の事業を利用、もしくは活動を推進する個人及び団体及び企業

(3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、事業を賛助する個人及び団体及び企業

## (入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、第3条の目的に鑑み正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面（電子メール含む）をもって本人にその旨を通知しなければならない。

5 未成年者が入会する場合は、保護者の同意を必要とする。

## (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### **(会員の資格の喪失)**

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### **(退会)**

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### **(除名)**

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

### **(拠出金品の不返還)**

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、返還しない。

## **第4章 役員**

### (種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち1人を理事長とする。

### (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

### (職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、総会で後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 5 章 会議

#### (種別)

第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

## **(総会の構成)**

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

## **(総会の権能)**

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び活動予算
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 資産の管理の方法
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

## **(総会の開催)**

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

### (総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

### (総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

### (総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

### (総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

### **(総会での表決権等)**

第 28 条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

### **(総会の議事録)**

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成を行った者の氏名

#### (理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他  
新たな義務の負担及び権利の放棄
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### (理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 2 以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

#### **(理事会の招集)**

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

#### **(理事会の議長)**

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

#### **(理事会の議決)**

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### **(理事会の表決権等)**

第36条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

#### **(理事会の議事録)**

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人が記名押印又は署名しなければならない。

## **第6章 資産**

#### **(資産の構成)**

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

#### (資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

#### (資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 7 章 会計

#### (会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

### (会計区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

### (事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

### (事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及び活動予算ならびにその変更は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### (予備費)

第 46 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### (予算の追加及び更正)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### **(事業報告及び決算)**

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、財産目録及び貸借対照表等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### **(臨機の措置)**

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

### **第 8 章 定款の変更、解散及び合併**

#### **(定款の変更)**

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

#### **(解 散)**

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### **(残余財産の帰属)**

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

#### **(合併)**

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### **第9章 公告の方法**

#### **(公告の方法)**

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第 10 章 雑 則

### (細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 池田 由衣

理事 乙野 豪

理事 川瀬 邦博

監事 松本 満寿美

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2028 年 6 月末日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2027 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定め

るところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

正会員 入会金 0円

個人正会員 会費 1,000円/年

団体正会員 会費 3,000円/年

企業正会員 会費 5,000円/年

(2) 登録会員

登録会員 入会金 0円

個人登録会員 会費 0円/年

団体登録会員 会費 0円/年

企業登録会員 会費 0円/年

(3) 賛助会員

賛助会員 入会金 0円

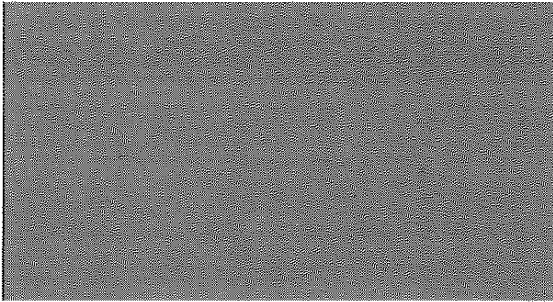
個人賛助会員 会費 1,000円/年（一口以上）

団体賛助会員 会費 1,000円/年（一口以上）

企業賛助会員 会費 3,000円/年（一口以上）

## 役員名簿

### 特定非営利活動法人 京都こどものいばしょプロジェクト

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	池田 由衣		無
理事	乙野 豪		無
理事	川瀬 邦博		無
監事	松本 満寿美		無

#### (備考)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、京都市特定非営利活動促進法施行条例第3条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

## 設立趣旨書

### 1 趣旨

近年、地域社会におけるつながりの希薄化や、子育て世帯の孤立、子どもたちが安心して過ごすことができる居場所の不足など、様々な課題が顕在化している。加えて、昨今の社会情勢の影響もあり、物価高騰の影響は各家庭に明らかな打撃を与えている。

そのようななか、こども食堂の認知度は年々上昇し、その数は増え続け全国に1万2,000箇所を超えており、まもなく全国の公立小学校数に追いつく勢いである。私たちが拠点を置く伏見区内には、他にも同様の活動をされている団体が複数ある。

私たちは、これまでこども食堂の活動を通じて、食事を提供するだけでなく、「喫食を通じたコミュニケーション」に重点をおき、1人ひとりの利用者とのつながりを大切に活動を行ってきた。その中で、子どもたちや保護者、地域住民が安心して集い、交流する場所の重要性とニーズを痛感してきた。

こども食堂の事業に加えて、今年1月からは「子どもたちの体験の場」を提供したく、ワークショップ事業を開始した。現在の日本では、約7人に1人の子どもが相対的貧困状態にあると言われており、経済的困窮を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域から孤立し、様々な面で不利な状況に置かれてしまう傾向にある。

次世代を担う子どもたちが生まれ育った家庭の経済状況に関わらず、「自分らしく過ごせる居場所」での時間、「安心できる人とのつながり」、「多様な学びや体験」を通して、自身の個性を伸ばし、アイデンティティを確立し、未来に希望を持って生きていくサポートとなるよう、今後も活動していきたい。

しかしながら、現在はボランティア団体であるがゆえに信用を十分には得られず、学校や行政との連携が希薄であることが問題点として挙げられる。これらの活動を継続的かつ安定的に運営し、地域に根ざした公益的活動として発展させていくため、ここに「特定非営利活動法人京都こどものいばしょプロジェクト」を設立することとした。これまでは地域の有志を中心として活動してきたが、これからは地域の保育園や幼稚園、小・中・高等学校、近隣大学、現職教員やボランティアなど多種多様な人々と連携しながら、こども食堂の運営やワークショップ、フィールドワーク、体験活動等を実施していきたい。

### 2 申請に至るまでの経過

私たちは、2024年9月1日にボランティア団体「ゴーゴー！こども食堂」を設立し、同年11月より毎月1回こども食堂を開催している。店内喫食を主としているが、妊娠中や出産直後、持病や体調不良等の事情により店内喫食が難しい家庭にはお弁当の配布を行っている。今年5月で計19回を実施し、これまでの利用者数はボランティアスタッフを含めて640名である。今年1月よりこども向けワークショップを開始し、今年5月で計5回実施した。内容は幼児でも取り組める工作や手芸、食育に関連するスイーツづくりを行い、利用者数はボランティアスタッフを含めて45名である。

社会的な信用を得るため、これまで以上にさまざまな方にご協力いただくため、そして今後の活動の幅を広げるためにスタッフ間で協議を重ね、特定非営利活動法人として申請するに至った。

令和 8年 6月 6日

特定非営利活動法人京都こどものいばしょプロジェクト

設立代表者 住所又居所

氏名 池田 由衣

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和 9年 3月 31日まで

特定非営利活動法人京都こどものいばしょプロジェクト

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページを開設し広報活動に尽力する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数
(1) こども食堂, こども宅食, フードパントリー の運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・深草地域に住む子どもを中心として、店内喫食形式を主としたこども食堂を実施する。</li> <li>・特別な事情があり店内喫食が難しい家庭へのお弁当配布を実施する。</li> <li>・こども食堂の利用者を対象に寄付された食品を無償で配布する。</li> </ul>	(A) 年 5 回 (11 月から毎月 1 回) (B) 立呑みごうちゃん (伏見区深草キトロ町 109-7-1F) (C) 7~10 名	(D) こども食堂の利用を希望する子どもとその付き添いの方 (E) 各回 40 名
(2) 子ども及び 保護者への居場所 支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども食堂, ワークショップ等の実施日にスタッフや利用者同士が憩うことができる時間と空間を提供する。</li> </ul>	(A) 年 5 回 (11 月から毎月 1 回) (B) 立呑みごうちゃん (伏見区深草キトロ町 109-7-1F) (C) 7~10 名	(D) こども食堂やワークショップ等のイベント利用者 (E) 各回 50 名
(3) 子ども向け自然文化芸術等の体験活動, ワークショップ, 講座及びフィールドワークの企画運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児から児童・生徒まで幅広い子どもたちに「体験する機会」を提供する。</li> </ul>	(A) 年 5 回 (11 月から毎月 1 回) (B) 立呑みごうちゃん (伏見区深草キトロ町 109-7-1F) (C) 7~10 名	(D) ワークショップの利用を希望する子どもとその付き添いの方 (E) 各回 10 名

<p>(4)食品及び生活物資の提供・支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮や子育て中などの理由で食料支援を必要とする方へ、企業や家庭から寄付された食品を無償で提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業年度は、実施予定なし。</li> </ul>	<p>-</p>
<p>(5)地域交流イベントの企画及び運営事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の住民が多世代にわたり交流できるよう、夏祭り等のイベントを企画運営する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業年度は、実施予定なし。</li> </ul>	<p>-</p>
<p>(6)学習支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿題や課題,勉強道具を持参した幼児,児童,生徒を対象に勉強を教える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業年度は、実施予定なし。</li> </ul>	<p>-</p>
<p>(7)その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>講演等外部から委託された事業を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業年度は、実施予定なし。</li> </ul>	<p>-</p>

2027年度の事業計画書

令和 9年 4月 1日から令和 10年 3月 31日まで

特定非営利活動法人京都こどものいばしょプロジェクト

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・従来の取組に加えて他法人や他団体の協力を得て新しいイベント等を企画運営し活動に広がりをもたせる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数
(1) こども食堂, こども宅食, フードパントリー の運営事業	・深草地域に住む子どもを中心として、店内喫食形式を主としたこども食堂を実施する。 ・特別な事情があり店内喫食が難しい家庭へのお弁当配布を実施する。 ・こども食堂の利用者を対象に寄付された食品を無償で配布する。	(A) 年 12 回 (毎月 1 回) (B) 立呑みごうちゃん (伏見区深草キトロ町 109-7-1F) (C) 7~10 名	(D) こども食堂の利用を希望する子どもとその付き添いの方 (E) 各回 40 名
(2) 子ども及び 保護者への居場所 支援事業	・こども食堂、ワークショップ等の実施日にスタッフや利用者同士が憩うことができる時間と空間を提供する。	(A) 年 12 回 (毎月 1 回) (B) 立呑みごうちゃん (伏見区深草キトロ町 109-7-1F) (C) 7~10 名	(D) こども食堂やワークショップ等のイベント利用者 (E) 各回 50 名
(3) 子ども向け自然文化芸術等の体験活動、ワークショップ、講座及びフィールドワークの企画運営事業	・幼児から児童・生徒まで幅広い子どもたちに「体験する機会」を提供する。	(A) 年 12 回(毎月 1 回) (B) 立呑みごうちゃん (伏見区深草キトロ町 109-7-1F) (C) 7~10 名	(D) ワークショップの利用を希望する子どもとその付き添いの方 (E) 各回 10 名
(4) 食品及び生活物資の提供・支援	・生活困窮や子育て中などの理由で食料支援を必要とする方へ、企業や家庭から寄付された食品を無償で提供する。	・本事業年度は、実施予定なし。	-

<p>(5)地域交流イベントの企画及び運営事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の住民が多世代にわたり交流できるよう、夏祭り等のイベントを企画運営する。</li> </ul>	<p>(A)年1回 (B)京都市呉竹文化センター (C)10名</p>	<p>(D)伏見区内に居住する子どもを中心とした子育て世帯 (E)不特定多数</p>
<p>(6)学習支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿題や課題,勉強道具を持参した幼児,児童,生徒を対象に勉強を教える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業年度は,実施予定なし。</li> </ul>	<p>-</p>
<p>(7)その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>講演等外部から委託された事業を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業年度は,実施予定なし。</li> </ul>	<p>-</p>

設立当初の事業年度 活動予算書  
 法人成立の日から令和 9年 3月 31日まで

特定非営利活動法人京都こどものいばしょプロジェクト  
 (単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	10,000		
賛助会員受取会費	0		
		10,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	15,000		
		15,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	200,000		
		200,000	
4. 事業収益			
参加費収益	25,000		
5. その他収益			
雑収益	0		
		25,000	
経常収益計			250,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	40,000		
食材費	75,000		
消耗品費	15,000		
工作等材料費	10,000		
印刷製本費	10,000		
旅費交通費	50,000		
保険料	8,000		
通信運搬費	5,000		
会議費	1,000		
その他経費計	214,000		
事業費計		214,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
通信費	5,000		
事務用品費	10,000		
ホームページ関連費	10,000		
その他経費計	25,000		
管理費計		25,000	
経常費用計			239,000
当期経常増減額			11,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
		0	
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			11,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			11,000

令和 9年度 活動予算書

令和 9年 4月 1日から令和 10年 3月 31日まで

特定非営利活動法人京都こどものいばしょプロジェクト  
(単位：円)

科目		金額	
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費			
正会員受取会費	15,000		
賛助会員受取会費	5,000		
		20,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	36,000		
		36,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	600,000		
		600,000	
4. 事業収益			
参加費収益	60,000		
5. その他収益			
雑収益	0		
		60,000	
経常収益計			716,000
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費			
(1) 人件費			
(2) 人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	200,000		
食材費	180,000		
消耗品費	36,000		
工作等材料費	24,000		
印刷製本費	30,000		
旅費交通費	120,000		
保険料	25,000		
通信運搬費	12,000		
施設利用費	10,000		
会議費	3,000		
その他経費計	640,000		
事業費計		640,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
(2) 人件費計	0		
(2) その他経費			
通信費	20,000		
事務用品費	20,000		
ホームページ関連費	12,000		
その他経費計	52,000		
管理費計		52,000	
経常費用計			692,000
当期経常増減額			24,000
<b>III 経常外収益</b>			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
<b>IV 経常外費用</b>			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			24,000
前期繰越正味財産額			11,000
次期繰越正味財産額			35,000